

くらしのめ

静岡県では、ひとりひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

消費者トラブルに遭わないために… どこに気をつければいい？

無料点検後、無理やり床下換気扇の設置を契約させられた！

～点検商法のワナにご注意！～

業者が**無料点検**に来たといって突然来訪。「床下が湿っているのですぐに床下換気扇をつけた方がよい。**今でないと契約できない**」と急かされ、サインしてしまった。その後、契約書に『**工事代40万円**』と記載があることに気づいた。不安になって「やめたい」と電話したが、「もう発注したから**キャンセルはできない!**」と怒鳴られた。



ココに注意!



「**無料で、格安で、点検する**」などと訪問してくる業者には**初めから対応しない**。

点検をする場合でも、**点検結果は冷静に受け止める**。

急かされても**その場で契約しない**。

契約する場合には、**複数社から見積もりをとる**。

保険金を前提とした工事の勧誘には応じない。

「保険を使えば無料で工事ができる」などと、火災保険や地震保険の申請を勧めるケースもあり、高額な手数料を請求されることも。

「消費生活相談センター」から「訴訟告知確認書」が届いた!

～架空請求のワナにご用心!～

「消費生活相談センター」と名乗る機関から、「訴訟告知確認書」というハガキが届いた。『身に覚えが無い場合、記載の連絡先に問い合わせるように。連絡がない場合、不動産を差し押さえる』と書いてあり、不安に思って連絡すると、弁護士を名乗る人を紹介され、相談するように言われた。弁護士を名乗る者に相談すると、「訴訟を取り下げるために20万円払うように」と指示された。



ココに注意!



全国の消費生活センター等から、「訴訟告知」の通知をすることはありません!

身に覚えが無い請求には対応しない。

ハガキに記載の連絡先には連絡をしない。

住所や名前以外の個人情報が入ったり、金銭を要求される可能性があります!

消費者ホットラインから、お近くの市町の消費生活相談窓口へおつながります!

消費者
ホットライン

だまされるの

い や や!
188



※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。※通話料がかかります。
・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンスなどにより受付時間や連絡先をご案内します。
・PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

県の消費生活相談窓口 (平日9:00～16:00 土日祝日及び年末年始は受け付けておりません。)

●東部県民生活センター
TEL 055-952-2299

●中部県民生活センター
TEL 054-202-6006

●西部県民生活センター
TEL 053-452-2299